

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和5年7月10日

月曜日

第5106号

## 目次

### 告示

- 富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- 救急病院の認定 4

### 公告

- 開発行為の工事完了

## 告示

### 富山県告示第292号

富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について

富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成4年富山県告示第294号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月10日

富山県知事 新田 八朗

第13条第1項第2号中「借入人若しくは保証人が手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

### 附則

この告示は、公表の日から施行する。

### 富山県告示第293号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の

通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年7月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市才川七字寸下田9、10、21から26まで、利賀村百瀬川字東山135、136、137の2、138の2、144、152、156の1、156の2、157、158の1、159の1、159の2、160、161の1、162から164まで、164の2、165、167から169まで、230の1、字西山94、113、114の1、114の3、115から124まで、210の1、利賀村上百瀬字西山28の1、井波外四入会字銚子ノ口1の1、1の2、字寸法1の1、字下尻高1から6まで、字大比良1の2、1の3、5の1から5の5まで、6の1、6の3、6の4、7の1、7の2、富山市榎ヶ原字西山割151から153まで、162、163、馬瀬字越坂谷割6、92の1、92の甲2、94の乙1、94の10、94の14、舟倉字御前割50の2、東猪谷字中山割13の7から13の9まで、14の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村百瀬川字東山230の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第294号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年7月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市東猪谷字上山割5の2、5の3、5の11、5の23から5の35まで、6、7、9、10、14、16の1、16の2、字中山割65の1から65の7まで、66の1から66の8まで、67の1から67の17まで、68の1から68の27まで、69の1から69の8まで、69の10、69の12から69の21まで、字杉山割2825から2827まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉山割2825から2827まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第295号**

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年7月10日

富山県知事 新田 八郎

名称	所在地	開設者	認定有効期間
独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	魚津市六郎丸 992番地	独立行政法人労働者健康安全機構	自 令和5年8月1日 至 令和8年7月31日

公 告

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月10日

富山県知事 新田 八郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
中新川郡立山町日俣字井合坪割273番1、312番、314番、315番、316番、318番、319番、320番、321番1、322番1及び319番地先、並びに字柿木沢割30番4、34番1及び30番4地先			石川県白山市松本町2512番地	株式会社クルリのアオキ
小矢部市芹川5409番外19筆			福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番	ゲンキー株式会社

